

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成29年2月8日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人は、東京都立A高等学校（以下「本件高校」という。）女子テニス部における平成28年度第55回東京都高等学校新人テニス選手権大会（以下「本件テニス大会」という。）への出場選手選考が、教育基本法等に反して新たないじめ行為を発生させており、当該違法行為の下、停部の措置が取られた平成28年5月27日から参加申込みをするに至るまでに、組織的に教職員が作業し事務器具を使用したことから発生する複数の人件費、光熱費、備品、消耗品費を公費から支出（以下「本件支出」という。）したことは違法・不当であるとして、本件高校及び教育庁職員に対し、服務上の処分等を求めているものと解される。

ところで、監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為を特定するとともに、特定した財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。財務会計上の行為の特定について、平成2年6月5日の最高裁判決では、法第242条第1項は、「住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である。」とした上で、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定

認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。」と判示している。

そこで、これを本件請求についてみると、請求人は違法な財務会計行為として「複数の人件費、光熱費、備品、消耗品費」を挙げ、その具体的な費用として「人件費、紙代、電話代、交通費、パソコンの電気代など」としていることが認められる。しかしながら、本件請求書及び添付された事実証明書（本件テニス大会実施要項、本件テニス大会プログラム及び試合組合せ）をみても、これら個々の支出についての日時、支出金額、支出目的等について、明らかにされておらず、請求人が違法・不当とする監査請求の対象が、前述した最高裁判決の程度に個別的、具体的に摘示されているものと認めることはできない。

仮に、本件請求の内容が最高裁判決の程度に具体的に摘示されているとしても、請求人は、本件支出が違法であるとする理由を、本件高校女子テニス部における本件テニス大会への出場選手選考が、教育基本法等に反して新たないじめ行為を発生させていると主張しており、この主張は、本件高校における本件テニス大会への選手選考の経緯や方法に対する対応の違法・不当性をいうものにすぎず、本件支出自体の不当性を主張していると解することはできない。

財務会計行為の違法性を含まない主張に対し、平成12年5月23日青森地裁の判決では、「原告の主張は財務会計上の違法行為の主張を含むものとはいえない以上」、「原告の訴えは、住民訴訟の対象とならない請求権を代位行使する不適法なものとして却下を免れない。」としている。

よって、いずれにしても本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法と解さざるを得ず、監査を実施しない。